

**社会生活基本調査
調査実施者 説明資料**

(審査メモで示された論点に対する回答)

1 社会生活基本調査の変更について

(1) 調査事項・集計事項の変更

a 調査事項の追加

(論点)

- (a) 国際比較可能性の向上や政策ニーズ等への対応の観点から、「慢性的な健康問題・日常生活への支障の程度」の追加を計画しているが、これまでの検討状況や経緯はどのようなになっているのか。
- (b) 昨年度開催された障害者統計の充実に係る調査研究実施検討チームで取りまとめられた「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業報告書」において示された方向性を踏まえたものとなっているか。

(回答)

ア 「第Ⅲ期基本計画」や「障害者の安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟」（インクルーシブ雇用議連）の提言を踏まえ、「障害者と障害のない者との比較」を可能とする統計データの整備等のため、令和元年に内閣府の調査研究事業として、学識経験者、関係府省（内閣府、厚生労働省及び総務省）、事務局長から成る検討チームが組成された。

当該検討チームにおいては、

- ① ワシントングループの設問
- ② 欧州統計局の設問
- ③ WHODAS 2.0

の3種類の選択肢の下、我が国の統計調査に導入可能な障害者を捉える設問を検討するための試行的な調査（以下「プレ調査」という。）が実施された。

その結果概要は、以下のとおりであり、ワシントングループ又は欧州統計局のいずれかを基礎として検討する方向性が示された。

「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業報告書（概要）」

（令和2年3月・抜粋）

- ① ワシントングループの設問と欧州統計局の設問を総合的にみると、代替性、補完性、回答のしやすさについてはインターネット調査等の実査の結果からみると大差がないため、どちらの設問を用いるかを判断する上では、有意性につながる両設問の役割や特性、設問を活用する場合の具体的な文脈や用途を踏まえた上で導入を検討することが求められる。
- ② 2022年度までの実施を目途に、例えば、国民生活基本調査や社会生活基本調査といった、一般人口を対象として実施される大規模調査であって障害者の十分な回答数が確保できる既存の基幹統計調査等について、統計調査の目的や実施上の制約（紙幅等）はどのようなものか、他の設問との関係性はどうか等を考慮しつつ、上記で述べた各設問の特性等を基に、障害者を捉える設問を導入すること及びその場合の具体的な設問のあり方を検討することが望まれる。

③ 国際的な動向との整合性や障害種別・程度に応じた把握・分析が一定程度可能であること等に鑑みると、ワシントングループの設問の活用可能性をまずは検討することが望ましい。一方で、今回の実査の結果からは欧州統計局の設問は代替性、補完性、回答のしやすさの点でワシントングループの設問と大差がないとともに、就労状況等の把握については利点が見られるため、こうした利点や健康問題の側面等を重視する場合には欧州統計局の設問を用いることや、カナダのようにそれぞれの設問を組み合わせることで双方の利点を活かした設問とすることなど、導入する基幹統計調査等の特性や制約にあわせた調査の設計を検討することが適切と考えられる。

イ 一方、総務省では、内閣府の調査研究と並行して、令和元年10月から令和2年8月まで、有識者を交えた「令和3年社会生活基本調査に関する研究会」等を開催し、社会生活基本調査に障害者に関する設問を追加することの意義や、報告書を踏まえた社会生活基本調査における障害者の設問の在り方の検討を進めてきた。

ウ これらの検討の結果、令和3年社会生活基本調査に障害者を捉える設問を導入するとともに、新たに追加を検討する設問としては、下記①から④までの理由により、欧州統計局の設問を参考にとしたい。

- ① 日常生活への支障の程度を尋ねる欧州統計局の設問は、欧州連合の主要先進国における生活時間調査で広く採用されているところであり、同じく生活時間調査である社会生活基本調査でも、同じ設問を採用することが適当
- ② ①のとおり、欧州連合の主要先進国における生活時間調査で用いられている事例が多く、生活時間に関する国際比較が可能
- ③ 社会生活基本調査では元々「6 ふだんの健康状態」について尋ねており、欧州統計局の設問も、「ふだんの健康状態」を尋ねた上で「日常生活への支障の程度」の設問が設定されていること
- ④ ワシントングループの設問は、日常生活における6つの機能（視覚・聴覚・歩行・認知・セルフケア・コミュニケーション）それぞれについて、苦労の程度を4段階で尋ねる形式となっている。社会生活基本調査では、教育、ふだんの就業状態などの社会的属性を中心に尋ねており、視覚や聴覚などの機能に関する内容を詳細に尋ねる性質の調査ではないため、導入は困難

なお、欧州統計局の設問を参考とすることについては、検討チームの有識者からも評価されており、社会生活基本調査の特性や制約に合わせた調査の設計といえることから、報告書の方向性を踏まえたものになっている。

(論点)

(c) 今回の調査事項の追加に当たり、報告者に回答可能かどうか確認する等、円滑な報告を得るため、どのような検討・対応をしているか。

(回答)

社会生活基本調査の調査事項の追加に当たっては、プレ調査において、インターネットで調査に回答した者のうち、数名に対しグループインタビューを実施して、より深く踏み込んだ質問をするなどして、欧州統計局の設問における調査の実施可能性が確認されており、回答のしやすさについても、おおむね評価できるものと確認されている。

また、社会生活基本調査では、健康問題等により調査への回答が困難な者がいる場合、調査計画4(3)②において「調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前記①の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。」といった代理記入を規定することとしており、世帯員等が代わりに調査に回答できる仕組みを整えている。

(論点)

(d) 今回追加する「慢性的な健康問題・日常生活への支障の程度」の選択肢には、「慢性的な病気や健康問題」や、日常生活に「非常に支障がある」・「ある程度支障がある」といった抽象的な表現が用いられているが、紛れのない形で報告者に回答をいただくために、どのような対応を検討しているか。

(回答)

社会生活基本調査における「慢性的な健康問題・日常生活への支障の程度」の調査事項の追加に当たっては、国際比較を可能とするべく、欧州統計局の「EU統一生活時間調査(HETUS)2018ガイドライン」と同様の定義、設問形式としたものである。調査に当たっては、当該ガイドラインにおいて、例えば、「非常に支障がある」とは「通常、一人では活動を行うことができず、他者からの援助を必要とする」とされていることなどを踏まえ、報告者が各定義に沿って迷わず正確に回答できるよう『調査票の記入のしかた』などでの説明の充実を図ることとしたい。

(参考) 「EU統一生活時間調査(HETUS)2018ガイドライン」抜粋(仮訳)

長期的・慢性的

病気や健康問題が6か月以上継続(若しくは再発)した、又はすると見込まれる状態のこと。

日常生活に非常に支障がある

通常の活動を実行し、達成することができない状態又は極端に困難な状態で、かつその状態が少なくとも過去6か月間継続していること。この区分の人は、通常、一人では活動を行うことができず、他者からの援助を必要とする。

日常生活にある程度支障がある

通常の活動を実行し、達成することができるが多少困難な状態で、かつその状態が少なくとも過去6か月間継続していること。この区分の人は、通常、他者からの援助を必要とせず、必要な場合も、通常は毎日ではない。

※「健康上の問題による活動の制限」に関する情報は、2つの質問(日常生活に対する支障の有無と支障が6か月継続しているか否か)を通じて収集する。

(論点)

(e) 今回追加する「慢性的な健康問題・日常生活への支障の程度」と、従前からの調査している「ふだんの健康状態」は、いずれも報告者の健康について把握するものであるが、それぞれ、どのような役割分担を見込んでいるか。

(回答)

「ふだんの健康状態」は、生活時間の配分に与える影響を念頭に、調査期日前後におけるふだんの健康状態について回答いただく調査事項である。

これに対して、今回新設したい「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」は、「ふだんの健康状態」では把握されていない長期的な病気や健康問題による日常生活への支障の程度を回答いただく調査事項である。

これにより、集計の充実とともに、国際比較可能性の向上に資すると考える。

(論点)

(f) 今回「慢性的な健康問題・日常生活への支障の程度」を追加することで、どのような集計事項の充実が想定されているか（具体的にどのような集計が想定されているか。）。

(回答)

社会生活基本調査では、男女、年齢などの属性情報別に、過去1年間の「学習・自己啓発・訓練」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」などの活動に関する行動者数、行動者率等を集計しているほか、行動の種類別に1日当たりの平均時間、該当する行動をした人の平均時間、行動者率といった生活時間に係る集計を行っている。

今回追加する「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」については、例えば「男女」別、「年齢」別といった基本的な属性情報別の集計に加え、「ふだんの就業状態」別（有業者・無業者の別）とも組み合わせた集計を行うこととしている。さらに、有業者については、「従業上の地位」（雇用されている人などの別）や「雇用形態」（正規の職員・従業員などの別）と組み合わせた集計を行うこととしている。このように、「慢性的な健康問題 日常生活への支障の程度」については、性別や年齢、就業状況などの別に行動者率や生活時間の違いをみるのが可能となる。

b 調査事項の変更

(論点)

(a) 今回、高齢社会における「介護」の状況やスマートフォン等情報通信機器の日常生活への密着性のより詳細な把握など、調査事項の変更を計画しているが、変更の理由や背景事情は何か（行動者率等、変更内容を検討する際に参考としたデータがある場合は、そのデータも併せて示されたい。）。

(回答)

① 世帯主が回答する調査事項「ふだん世帯員以外の方が介護の手助けを受けていますか」を各世帯員が回答する調査事項「ふだん介護を受けていますか」に変更（調査票A：旧28、調査票B：旧20）

(理由・背景事情)

世帯主が回答する調査事項を各世帯員が回答する調査事項に変更することで、従来、世帯属性として集計されたものを個人属性として集計することができるようになり、とりわけ高齢社会が進展する中で介護を受けている人の生活時間の使い方を、より詳細に分析することが可能となる。

②-1 調査事項「学習・自己啓発・訓練について」の「(3) どのような方法でしましたか」に「自学・自習」を追加し、「テレビ・ラジオ」を削除（調査票A：旧19）

(理由・背景事情)

生活行動「学習・自己啓発・訓練」の方法別の行動者割合について、平成18年調査以降、「その他」の行動者割合が全体のおよそ5割を占めている状況^{*1}となっている。これを改善するため、社会生活基本調査と同様に自己啓発の方法を調査している能力開発基本調査（厚生労働省）の結果を確認したところ、社会生活基本調査には存在しない選択肢「ラジオ・テレビ・専門書・インターネット等による自学・自習」が実施方法として最も高い結果であった。そこで、社会生活基本調査の「その他」には「自学・自習」が含まれると考え、本年4月に社会生活基本調査と同様の設問に選択肢として「自学・自習」を追加した形式によるアンケート調査を実施し、回答状況を確認した。その結果、「自学・自習」の行動者割合がおよそ60%、「その他」がおよそ10%と、「その他」の行動者割合が大幅に下がることを確認した。以上の分析結果を踏まえ、「自学・自習」を新設することとした。

あわせて、「自学・自習」は、テレビやラジオを含めた「一人で学習・自己啓発を行う方法」を包括する項目となることから、これまで選択肢にあった「テレビ・ラジオ」を削除することとしたい。

※1 生活行動「学習・自己啓発・訓練」の方法別行動者割合（複数回答可）

方法	平成18年	平成23年	平成28年
学級・講座・教室など(市町村等が行うもの)	8.8%	8.3%	7.1%
学級・講座・教室など(民間が行うもの)	17.8%	18.5%	16.2%
学級・講座・教室など(大学等が行うもの)	4.8%	5.5%	5.2%
講演会など	10.4%	8.2%	8.6%
通信教育	6.1%	5.6%	4.9%
テレビ・ラジオ	24.0%	16.3%	18.4%
職場での時間外	14.3%	13.8%	14.1%
各種学校・専修学校	6.5%	6.6%	5.0%
ハローワークを通じた職業訓練など	1.5%	1.9%	0.8%
その他	50.2%	48.3%	53.7%

※行動者割合は、方法別の行動者数／総数の行動者数にて算出

※平成13年は、方法に関する設問自体が存在しない

②-2 調査事項「学習・自己啓発・訓練について」の「(3) どのような方法でしましたか」の選択肢「職場での時間外」を「勉強会など」に変更（調査票A：旧19）

（理由・背景事情）

調査事項「学習・自己啓発・訓練について」の「(3) どのような方法でしましたか」は、学習・自己啓発・訓練の「方法」について把握するための設問であるが、このうち、選択肢「職場での時間外」は、『「職場研修」以外で勤務時間外に職場で自主的に行っているもの』と定義しているところ、名称から定義で示すような内容を連想することが困難との意見が地方公共団体等からあったところ。また、能力開発基本調査（厚生労働省）によると、近年、「朝活」といったような、職場外で自己啓発のための勉強会に参加する取組も増えている状況^{*2}にあり、これらは自主的に行っている勉強会という意味でこれまでの「職場での時間外」と区別する必要はないものと評価できる。そこで、職場外も含めた自主的に行っている勉強会などを包括する選択肢として、「職場での時間外」に代わり新たに「勉強会など」を設定することとしたい。

※2 「社外の勉強会、研究会への参加」の割合

	28年	29年	30年
正社員	24.1%	24.2%	25.7%
正社員以外	11.5%	15.5%	15.6%

※出典：厚生労働省「能力開発基本調査」より作成

②-3 調査事項「学習・自己啓発・訓練について」の「(3) どのような方法でしましたか」の選択肢「ハローワークを通じた職業訓練など」を削除（調査票A：旧19）

（理由・背景事情）

生活行動「学習・自己啓発・訓練」の方法別の行動者割合をみると、平成18年調査以降、「ハローワークを通じた職業訓練など」の行動者割合が極めて低いこと^{*1}、また、厚生労

働省を始めとする各省庁及び地方公共団体に確認したところ、本選択肢の存続要望はなかったことから、削除することによる特段の支障はないと考えられる。

③-1 調査事項「スポーツ 趣味・娯楽について」の「スポーツ」において、「ヨガ」及び「グラウンドゴルフ」を追加し、「ゲートボール」を削除（調査票A：旧21）

（理由・背景事情）

平成23年及び平成28年の調査票の「その他のスポーツ（した場合）」欄に回答された種目を特別集計した結果として行動者率の高い上位5種目^{※3}をみると、「ヨガ」と「グラウンドゴルフ」の行動者率が高いため、調査票の固定種目へ新たに追加することとしたい。

一方、昭和61年から平成28年までの「スポーツ」に係る固定種目別行動者率^{※5}をみると、「ゲートボール」は、15歳以上行動者率が一貫して低い水準であり、65歳以上行動者率をみても平成23年以降はグラウンドゴルフを下回っている^{※4}ことから、本選択肢の必要性は相対的に低下していると考え、新規選択肢の追加に伴う記入者負担の増加を勘案し削除することとしたい。

※3 「その他」種目行動者率上位5種目（10歳以上）（平成23年、平成28年）

「その他」種目上位5種目			
順位	種目	行動者率（％）	
		平成28年	平成23年
1	ヨガ 注1	0.9	0.8
2	グラウンドゴルフ 注2	0.7	0.8
3	空手	0.2	0.2
4	太極拳	0.2	0.2
5	パークゴルフ	0.2	0.2

注1：呼吸を整え、精神統一をはかる修行法。日本では健康法として行われることが多い。

注2：バターのようなクラブを用いて転がしてホールポストに入れる競技。高齢者向けに考案。

※4 「グラウンドゴルフ」の65歳以上行動者率（平成18年～28年）

	平成18年	23年	28年
行動者率（％）	2.3	2.6	2.2

※5 固定種目別行動者率（15歳以上）（昭和61年～平成28年）

種目	15歳以上行動者率								65歳以上行動者率							
	S61	H3	H8	H13	H18	H23	H28	S61	H3	H8	H13	H18	H23	H28		
野球（キャッチボールを含む）	18.9	14.3	11.9	9.5	7.4	6.2	6.3	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	1.0	1.1		
ソフトボール	18.8	12.8	8.5	5.4	3.7	2.9	2.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.8	0.7	0.8		
バレーボール	12.4	10.7	8.1	5.7	4.7	3.5	3.9	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.5		
バスケットボール	4.9	4.8	5.4	...	2.9	2.7	3.3	0.0	0.0	0.0	...	0.1	0.1	0.1		
サッカー（フットサルを含む）	3.8	3.3	5.1	4.4	4.9	4.5	4.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3		
卓球	10.7	9.5	7.9	6.7	5.8	3.9	5.9	0.7	1.0	0.8	1.2	1.7	2.0	2.6		
テニス	11.8	11.9	8.7	5.8	5.0	3.7	4.4	0.3	0.4	0.4	0.5	0.7	0.9	1.4		
バドミントン	11.4	9.8	7.3	6.3	5.6	4.0	5.7	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.4	0.8		
ゴルフ（練習場を含む）	11.8	17.8	14.4	11.5	9.2	8.3	8.1	1.5	2.2	3.1	4.5	5.4	5.8	6.8		
柔道	0.8	...	0.5	0.4	0.5	0.0	...	0.0	0.1	0.1		
剣道	0.7	...	0.5	0.6	0.5	0.2	...	0.1	0.1	0.2		
ゲートボール	3.0	2.2	1.8	1.3	1.0	0.7	0.7	12.1	8.4	5.9	4.3	2.9	1.9	1.8		
ボウリング	24.0	27.9	27.6	22.0	17.8	12.1	11.9	0.8	1.2	1.6	2.0	2.1	2.0	2.7		
つり	14.0	13.8	15.9	13.5	9.5	7.7	8.2	3.9	4.4	4.2	4.7	4.3	4.1	4.7		
水泳	28.1	23.8	19.3	17.2	11.9	8.7	9.3	1.1	1.8	2.3	3.8	3.9	3.6	4.0		
スキー・スノーボード 1)	9.9	13.5	13.1	10.0	6.8	4.9	5.0	0.2	0.4	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8		
登山・ハイキング	14.2	14.8	12.7	...	9.7	9.0	10.0	4.3	5.5	5.5	...	7.0	7.1	8.3		
サイクリング	8.8	7.8	6.6	...	8.3	8.4	7.6	1.4	2.3	2.1	...	4.3	4.3	3.9		
ジョギング・マラソン	12.0	10.9	8.9	10.3	7.8	8.6	11.2	1.6	1.6	1.8	2.8	2.7	2.4	3.3		
ウォーキング・軽い体操 2)	42.8	35.5	35.7	42.1	42.4	33.9	38.3	46.9		
器具を使ったトレーニング	8.8	8.4	8.4	...	11.4	9.9	14.9	1.4	1.7	2.4	...	5.2	6.1	10.8		

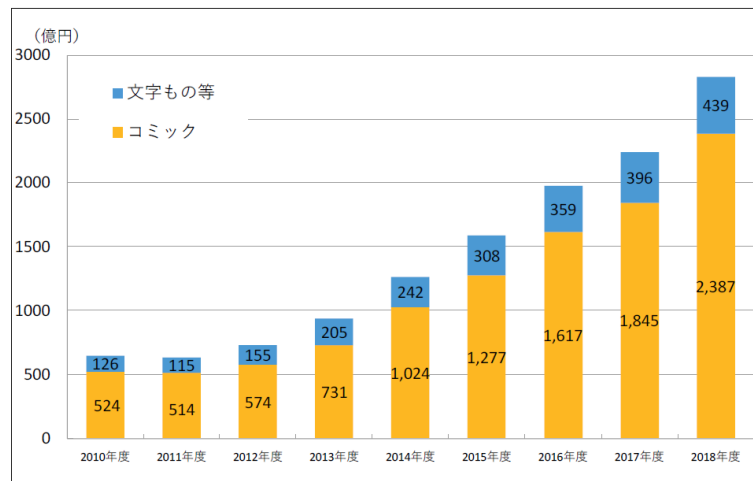
1) 昭和81年、平成3年は「スキー」。 2) 平成13年は「運動としての散歩・軽い体操」。

③-2 調査事項「スポーツ 趣味・娯楽について」の「趣味・娯楽」において、「趣味としての読書」を「趣味としての読書（マンガを除く）」と「マンガを読む」に分割（調査票A：旧21）

（理由・背景事情）

「趣味・娯楽」における調査票の固定種目「趣味としての読書」には、マンガやコミックも含むものと定義している。2012年以降、コミックにおける電子書籍市場が急速に拡大^{※6}していることや無料のマンガアプリ等の利用が拡大^{※7}していることから、マンガやコミックに関する需要が高まっていると考えられること、また、有識者からデータの有用性向上の観点から、読書とマンガを分けることへの要望があることに鑑み、「趣味としての読書」から「マンガを読む」を取り出して、「趣味としての読書（マンガを除く）」と「マンガを読む」に分けることとしたい。

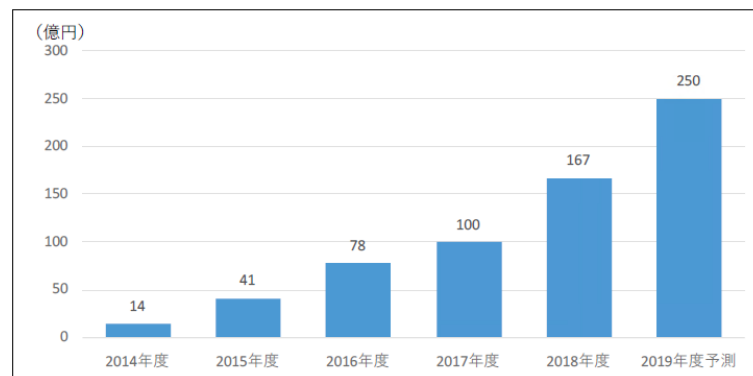
※6 電子書籍市場規模（2010～2018年度）



※文字もの等：文芸・実用書・写真集等

出典：電子書籍ビジネス調査報告書2019（インプレス総合研究所）

※7 マンガアプリ等広告市場規模（2014～2019年度）



出典：電子書籍ビジネス調査報告書2019（インプレス総合研究所）

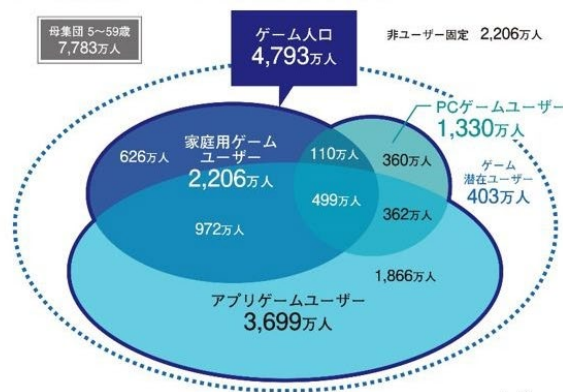
- ③-3 調査事項「スポーツ 趣味・娯楽について」の「趣味・娯楽」において、
- ・「スポーツ観覧」を「スポーツ観覧・観戦」に、
 - ・「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」・「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」を「コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞」・「コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」に、
 - ・「テレビゲーム・パソコンゲーム（家庭で行うもの 携帯用を含む）」を「スマートフォン・家庭用ゲーム機などによるゲーム」に、
- それぞれ名称を変更（調査票A：旧21）

（理由・背景事情）

以下、いずれも調査対象者への分かりやすさを考慮した上での名称変更を行うこととしたい。

- ・「スポーツ観覧」は、サッカーや野球のように一般的には「観戦」と表現されるスポーツがあることに鑑み、名称を変更する。
- ・「音楽会などによるクラシック音楽鑑賞」及び「音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞」は、音楽会よりもコンサートの方が一般的な呼称と考えられることから、名称を変更する。
- ・「テレビゲーム・パソコンゲーム（家庭で行うもの 携帯用を含む）」は、「テレビゲーム」という呼称が現在一般的ではないため「家庭用ゲーム機」に名称変更するとともに、利用媒体別のゲーム人口の状況※8を踏まえ、名称を変更する。

※8 メインゲーム環境別ゲームユーザ分布図（国内：2019年）



出典：ファミ通ゲーム白書2020（株式会社KADOKAWA）

- ④ 調査事項「生活時間について」に「スマートフォン・パソコンなどの使用」を追加
（調査票A：旧24）

（理由・背景事情）

平成28年調査において、近年のスマートフォン等の急速な普及が生活時間に与える影響を把握するため、調査事項「スマートフォン・パソコンなどの使用」（調査票A：旧23）を新設したところである。しかし、指定された2日間について15分ごとの生活時間の使い方を回答する調査事項とは別の調査事項としたため、有識者などから生活時間の使い方とクロスした集計ができず使いづらいといった意見があった。また、当該調査事項から集計

された内容（例：スマートフォンやパソコンなどの利用目的）は、他の統計調査（通信利用動向調査（総務省））でも既に調査されている。

そのため、「スマートフォン・パソコンなどの使用」については独立した調査事項とせず、15分おきに生活行動を把握する調査事項の中に「スマートフォン・パソコンなどの使用」を追加し、一体的に把握することとしたい。これにより、生活時間の使い方と合わせた分析を行うことが可能となり、スマートフォン等の情報通信機器が国民一人一人の様々な日常生活の中で、どの程度使用されているか（どの程度密着しているか）を把握することができる。

⑤ 調査事項「生活時間について」の「スマートフォン・パソコンなどの使用」を「スマートフォンの使用」と「パソコンなどの使用」に分割（調査票B：旧16）

（理由・背景事情）

平成28年調査において、調査票Bの調査事項「生活時間について」に「スマートフォン・パソコンなどの使用」を設け、同時行動も含め詳細な生活行動別のスマートフォンやパソコンなどの利用状況を把握することができたところ。

このような中、スマートフォンは、パソコンに比べると手軽に使用することが可能で、あらゆる生活場面に浸透していることから、その使用が生活時間配分に一定の影響を及ぼしている可能性が高いと考え、令和3年調査では、「スマートフォン・パソコンなどの使用」から「スマートフォンの使用」を独立させて調査を実施することとしたい。これにより、例えば以下の内容を分析することができるようになり、生活時間配分をより深く分析することが可能となる。

1 スマートフォンの使用時間の長さ別に生活時間配分の違いを分析

例) スマートフォンを長時間使用する人はそうでない人と比べ、仕事時間が長い、睡眠の時間が短いなど（生活時間配分への影響）がわかる。

2 行動の場所（自宅／学校・職場／移動中）・年代別のスマートフォンの使用傾向と行動の種類との関連を分析

例1) ゲームをする場合、移動中やすき間時間に手軽に使用可能なスマートフォンの使用率が高いなどがわかる。（自宅でゲームをする場合はパソコンなどを長時間使用か）

例2) 若年層では、自宅においても行動の種類を問わず、パソコンよりスマートフォンの方が使用率が高いなどがわかる。

3 行動の種類別に、スマートフォンの「ながら使用」の平均時間や行動者率を分析

例) 通勤中にスマートフォンで読書をした平均時間や、入浴中にスマートフォンで動画視聴した人の割合などがわかる。

⑥-1 調査事項「この日は次のいずれの日でしたか」の選択肢「在宅勤務」を「テレワーク（在宅勤務）」に変更し、「テレワーク（それ以外）」を追加

（調査票A：旧24、調査票B：旧16）

（理由・背景事情）

＜「在宅勤務」を「テレワーク（在宅勤務）」に変更＞

平成28年調査における「在宅勤務」は、「雇用されている人が事業所への出勤を免除され、自宅において勤務する場合のこと」とされ、テレワークによる在宅勤務を含むものとしていた。令和3年調査においては、働き方改革や新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークが社会に普及しつつある現状を踏まえると、テレワークによる在宅勤務は、大幅に増加する見込みであることと同時に、それらが「在宅勤務」のうち多くを占めるものと想定される。また、テレワークによる在宅勤務の普及は、生活時間の変化に大きな影響を及ぼすものと考え、この状況の正確な把握は本調査にとって重要である。

以上から、令和3年調査においては、より普及し浸透していると考えられる用語に合わせ、「在宅勤務」を「テレワーク（在宅勤務）」として把握することとし、これにより、生活時間の分析のための有用性の高いデータ収集に資することが重要と考える。

また、従来の「在宅勤務」の定義に含まれなかった「個人事業者・小規模事業者等が行うテレワーク（自営型テレワーク）」については、一般的に「テレワーク（在宅勤務）」の用語から想定される射程内に入ると考えられ、また、自宅で働くことが可能であることにより個人が享受するメリットは「在宅勤務」と共通であり、このような働き方は「在宅勤務」と同様に生活時間の変化に大きな影響を及ぼすと考えられることから、「テレワーク（在宅勤務）」に含めて調査することが妥当と考える。

＜「テレワーク（それ以外）」を追加＞

「在宅勤務」を「テレワーク（在宅勤務）」に変更する場合、いわゆる「テレワーク」には、一般的に、在宅勤務によるテレワーク以外に「サテライトオフィス勤務^{※9}」及び「モバイルワーク^{※10}」が含まれることから、調査を実施する上で、これらと在宅勤務によるテレワークとの間に紛れが生じないようにすることが必要である。このため、選択肢として別途「テレワーク（それ以外）」を設け、「テレワーク（在宅勤務）」と明確に区分し、「テレワーク（在宅勤務）」の正確な把握を行うこととしたい。

※9 サテライトオフィス勤務：勤務先以外のオフィススペースでパソコンなどを利用した働き方。

※10 モバイルワーク：顧客先や移動中に、パソコンや携帯電話を使う働き方。

（出典：一般社団法人日本テレワーク協会）

⑥-2 調査事項「この日は次のいずれの日でしたか」の選択肢「その他」を「いずれにも当てはまらない」に変更（調査票A：旧24、調査票B：旧16）

（理由・背景事情）

平成28年調査の選択肢「その他」は、当てはまるもの全てに記入する選択肢の一つであった。しかしながら、「選択肢名から内容が伝わりづらく、令和3年調査において「テレワーク（在宅勤務）」及び「テレワーク（それ以外）」を選択肢として設定する一方で、「テレワーク」ではない通常の勤務については「その他」を選択するとなると調査対象者が混乱するのではないか。」といった有識者からの意見があることを踏まえ、令和3年調査では「その他」を「いずれにも当てはまらない」に変更することにより、他の選択肢と明確に区別することとしたい。

（論点）

（b）調査事項の変更により、これまでの利活用に影響が生じないか。

（回答）

令和3年調査における調査事項の変更（案）は、いずれも令和元年10月から令和2年8月までに開催した「令和3年社会生活基本調査に関する研究会」等において有識者に議論いただいたほか、各省庁や地方公共団体に調査事項の変更について確認を行ったが、利活用への支障は確認されなかったものであり、特段の影響はないものと判断した。

c 調査事項の削除

(論点)

(a) 今回、削除を計画している、①生活時間のうち「この日の天気はどうでしたか」や②「住居の種類」、③「自家用車の有無」については、これまで、どのような利活用を想定して把握していたのか。

(回答)

①「この日の天気はどうでしたか」(平成8年調査開始)、②「住居の種類」(昭和51年調査開始)、③「自家用車の有無」(昭和61年調査開始)については、いずれも生活時間の使い方への影響の観点から調査されてきたものである。例えば、②「住居の種類」の場合は「住居が持ち家か借家などによる生活様式の違いが生活時間の使い方を与える影響」を明らかにするために設定された調査事項である。

(論点)

(b) 今回、調査事項を削除する理由は何か(これらの調査事項を設けた当初の目的を達したということか)。
(c) 今回、削除を計画している調査事項は、本調査の結果として集計・提供されなくなるが、利活用に支障は生じないか。

(回答)

【①この日の天気はどうでしたか】

本調査事項については、各省庁及び地方公共団体に確認したところ、いずれも存続要望がなく、削除することによる行政利用上の支障はないと考えられる。

また、気象庁のホームページ等から同様のデータを取得することが可能であることから、調査対象者への記入者負担も考慮し、削除することとしたい。

【②住居の種類、③自家用車の有無】

本調査事項については、各省庁及び地方公共団体に確認したところ、いずれも存続要望がなく、削除することによる行政利用上の支障はないと考えられる。

また、本調査事項に係る生活様式の違いによって、一部の生活行動にある程度の差は見られるものの、傾向的な違いは見られないところであり、調査対象者への記入者負担も考慮し、削除することとしたい。

(2) 調査方法の変更

a スマートフォン等の情報通信機器の導入

(論点)

(a) 前回調査におけるオンライン調査は、どのような形で実施したのか。オンラインによる回収に特に支障はなかったか（オンライン回答率はどの程度であったか）。

(回答)

平成28年調査においては、全ての調査世帯において調査票A及び調査票Bともにオンライン（PCのみ）で回答できる仕組みを構築した。また、調査世帯には、オンライン回答用のIDと紙の調査票を同時に配布する形式で調査を実施した。オンライン回答画面の見え方や操作方法も好評であり、回収上の支障も、一部、オンライン回答期間が短いといった指摘を除けば混乱なく実施できたが、複数の都道府県からスマートフォン等の情報通信機器によるオンライン回答の導入に係る要望があった。（平成28年調査のオンライン回答率：10.2%）

(論点)

(b) スマートフォン等による回答の導入について、どのような検討がなされているか。また、具体的にどのような形での導入が想定されているか。
(c) スマートフォン等で回答する場合、パソコンに比べて画面が小さく、操作誤りが発生しやすくなることも考えられるが、誤報告を防止のために想定している方策はあるか。

(回答)

令和3年調査においては、都道府県からの要望や平成28年調査答申における「今後の課題」に対応するため、スマートフォン等の情報通信機器によるオンライン回答を可能とするよう検討を進めており、平成30年度には、調査票Aについてスマートフォン等の情報通信端末で回答する際の具体的な調査票イメージを複数パターン作成し、アンケート調査を実施し、分かりやすい電子調査票の設計について情報収集を実施した。

スマートフォン等の情報通信端末については、操作画面が小さいといった課題があり、前回導入したパソコンほどの操作性を維持することは難しく、どの程度の広範な利活用が望めるかわからないところはあるが、アンケート調査の取りまとめ結果や、電子調査票の開発を請け負う事業者からの提案を踏まえ、誤報告を一つでも少なくし、なるべく利活用を向上させるための設計に努めたい。

スマートフォン等による回答の導入に向けては、現時点においては、以下のようなスケジュールによる対応を想定している。

《今後の想定スケジュール》

令和2年11月 : 請負業者の決定、電子調査票の規格の検討

12月 : 電子調査票の開発

令和3年1～3月 : 電子調査票の稼働テスト

3月末 : 納品

b 災害や感染症等の発生への対応

(論点)

- (a) 調査員調査による配布が前提とされているが、国勢調査のように非接触方策は想定しているか。
- (b) 災害や感染症等の場合に限らず、郵送回収も提出方法の一つのオプションとすることは考えていないのか。

(回答)

社会生活基本調査は、生活時間を詳細に把握する調査であり、記入時点から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な回答が困難となる特性がある。そのため、結果精度の確保のためには、調査票提出時の調査員による対面での記入状況の確認や、オンライン回答の電子調査票による未入力チェック等の審査を実施する必要があることから、原則、郵送提出を導入することは想定していない。

しかしながら、災害や新型コロナウイルス感染症等の影響によっては、感染防止対策を徹底して、世帯との接触時間等にも留意するといった工夫を取り入れた調査の実施が必要になるものと考えており、調査員による配布・取集が困難な状況となった場合は、郵送による配布・回収をせざるを得ないものと考えている。

いずれにしても、調査を確実かつ安全に実施するため、今後の新型コロナウイルス感染症の動向等を注視しながら準備を進めてまいりたい。

(3) 調査の実施期間の延長

(論点)

a 今回の変更について、検討状況や経緯はどのようになっているのか。

(回答)

社会生活基本調査では、標本単位区を8つのグループに分け、グループごとに異なる日程を「生活時間の指定日」として連続する2日間を調査している。

平成28年調査では、8つのグループごとに調査実施期間をずらしているが、事務の簡略化のためにオンライン回答確認基準日（以下「基準日」という。）を2つに分けたことから、一部のグループでは、「生活時間の指定日」において基準日が指定日の翌日となり、オンラインの回答期間が短過ぎるとの意見が幾つかの都道府県から寄せられた。

これを受け、都道府県にも照会した上で、令和3年調査では基準日を一律「生活時間の指定日」の3日後とし、きめ細かく対応するものである。

(論点)

b 今回変更による調査実施後のスケジュールには、どのような影響が生じるのか。

(回答)

本調査の実施期間が2日間延長されるため、都道府県から統計局への調査書類提出期限も2日後ろ倒しとなることが考えられる。

一方、オンライン回答期間を十分に確保することにより、回答の記入精度が向上し、国におけるデータ審査の負担軽減が期待できるほか、2日間という短期間の延長であることから調査実務上の影響はほぼなく、調査計画（案）に記載しているとおり、これまでどおりの公表スケジュールとしている。

(4) 報告者数の変更

(論点)

a 報告者数（調査票A：約86,000世帯（183,000人）、調査票B：約5,000世帯（11,000人）は、具体的にどのように算定されているのか。選定の考え方について、前回調査から変更している点はないか。

(回答)

令和3年社会生活基本調査では、調査区数や調査対象者数の算出に当たって根拠となる国勢調査のデータの取扱いに以下の改善を図ることにより、より実態を反映した調査区の算出、選定等を行うこととしたい。

- ・「総世帯」から「一般世帯」への変更

「総世帯」の区分のうち「施設等の世帯」の約95%が社会生活基本調査の対象外である状況を踏まえ、「施設等の世帯」を除き、「一般世帯」のみにより算出する。

- ・年齢不詳の世帯人員の按分

「一般世帯」の世帯人員の年齢不詳数が144万人となっている状況を踏まえ、年齢の構成に応じて按分し、年齢不詳の世帯人員を含めることにより算出する。

以上の改善を踏まえ、前回調査の調査対象世帯数及び国勢調査の一般世帯の平均世帯人員数を基に、前回調査と同程度の結果精度を維持できるよう、下表のとおり令和3年調査の調査対象調査区数を算出することとしたい。

(参考) 令和3年社会生活基本調査の調査対象者数の算出方法

令和3年	調査区数 ①	調査世帯数	調査対象者数
調査票A	7,152	85,824	183,301
調査票B	424	5,088	10,867
合計	7,576	90,912	194,168

平成27年国勢調査結果

1世帯当たり世帯人員	2,136	
一般世帯の10歳以上人口総数	③ 113,904,804	年齢不詳（1,437,947）を按分し、含めた。
一般世帯総数	④ 53,331,797	

平成28年	調査区数 ②	調査世帯数	調査対象者数	(参考) 当時算出した調査対象者数
調査票A	6,912	82,944	183,348	185,795
調査票B	408	4,896	10,823	10,967
合計	7,320	87,840	194,171	196,762

平成22年国勢調査結果

1世帯当たり世帯人員	2,211	
一般世帯の10歳以上人口総数	⑤ 114,597,548	年齢不詳（972,269）を按分し、含めた。
一般世帯総数	⑥ 51,842,307	

$$\text{①} = \text{②} \times \{ (\text{⑤} \div \text{⑥}) \div (\text{③} \div \text{④}) \}$$

※8グループに分けるため、8の倍数になるように調整

調査世帯数 = 調査区数 × 12

調査対象者数 = 調査世帯数 × 1世帯あたり世帯人員

算出した調査対象世帯数が前回調査より増加しているのは、一般世帯の1世帯当たりの世帯人員の減少に伴うものである。また、前回調査から調査対象者数が減少しているように見えるのは、前回調査の調査対象者数（上表（平成28年）の参考：185,795）は、当時の調査対象者数の算出方法は上記と異なり、調査対象世帯数に（一般世帯ではなく）総世帯の1世帯当たりの世帯人員数を乗じて算出したものであるためである。調査実施上あらかじめ必要な数値は調査対象世帯数のみであり、調査対象人員数は、当該調査対象世帯に居住する世帯人

員数によって決まる。このため、今回の方法により算出した調査対象世帯数を調査して得られる調査対象人員数は、期待値であり、また、前回調査と今回調査では端数の違い以外の差はない。

「施設等の世帯」の内訳

施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘留所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

調査対象外

「施設等の世帯」別世帯数、割合 - 国勢調査(平成27年及び22年)

	世帯数(世帯)							
	施設等の世帯							
	調査対象		調査対象外					
	寮・寄宿舎の学生・生徒	病院・療養所の入院者	社会施設の入所者	自衛隊営舎内居住者	矯正施設の入所者	その他		
平成27年	116,888	5,675	111,213	10,679	60,984	2,581	731	36,238
平成22年	108,197	6,831	101,366	12,834	46,505	2,626	774	38,627

	割合(%)							
	施設等の世帯							
	調査対象		調査対象外					
	寮・寄宿舎の学生・生徒	病院・療養所の入院者	社会施設の入所者	自衛隊営舎内居住者	矯正施設の入所者	その他		
平成27年	100.0	4.9	95.1	9.1	52.2	2.2	0.6	31.0
平成22年	100.0	6.3	93.7	11.9	43.0	2.4	0.7	35.7

(論点)

b 前回、直近の国勢調査調査区の情報を使用していたことにより、どのような効果があったか。今回、令和2年国勢調査における調査区の情報を使用しないことにより、結果の推定に影響は生じないのか。

(回答)

社会生活基本調査では、調査実施スケジュール上の制約から調査年の6年前の国勢調査調査区を標本調査区として用いており、調査実施までの経年変化によって調査区内の世帯数が著しく多く又は少なくなった調査区については、一定の調査世帯数を確保し調査を円滑に実施するために調査区の分割・合併を行った上で調査を実施している。

前回平成28年調査では、この分割・合併に係る都道府県の事務負担軽減を目的として、統計局において6年前の平成22年国勢調査の標本調査区と直近の平成27年国勢調査の調査区に対応付けを行った上で直近の平成27年国勢調査の結果を用いて分割・合併処理を行った。

これにより、一定程度都道府県や調査員の事務負担が軽減された一方で、平成27年国勢調査の結果を用いての分割・合併処理には別途相当量の事務負担が発生したことや、このような処理をした場合でも、都道府県において平成27年国勢調査以降の経年変化等の対応を重ねて行う必要があるなど課題があった。

令和3年調査では、以上の課題や新型コロナウイルス感染症の影響により直近の国勢調査の情報が利用できなくなることを踏まえ、上記の対応付けは行わないこととした。

なお、直近の国勢調査の情報の利用は、分割・合併の事務負担軽減を意図したものであり、令和3年調査において令和2年国勢調査の調査区への対応付けを行わないことによる結果の推定への特段の影響はないと考えられる。

〈参考：調査区の分割・合併処理の大まかな流れ〉

- (平成28年調査のみ) 総務省において、前々回の国勢調査調査区から調査区を抽出し、直近の国勢調査の結果を使用して対応付けを行い、分割・合併処理を実施
- ① 総務省から都道府県に対し、抽出した調査区に係る指定の通知を実施
- ② 都道府県において、経年変化によって指定された調査区内の世帯数が大きく変化しているか確認を実施
- ③ 都道府県からの報告を受け、総務省において調査区の合併・分割処理を実施
- ④ 合併又は分割した調査区で調査員が調査を実施